

難病対策等の充実に関する意見書案

難病患者及び1型糖尿病患者は、患者本人の苦痛や家族の負担に加えて、経済的に大きな負担を抱えており、以下のような状況である。

まず、難病患者のうち特定疾患医療給付受給者は、毎年の給付更新時に臨床調査個人票の提出が必要とされているが、その中には働くこともままならず、結果として低所得となっている者もいる。このような患者にとって、臨床調査個人票の作成に係る費用負担は重いものとなっている。

次に、1型糖尿病患者は、小児慢性特定疾患治療研究事業により、20歳未満の場合は医療費の一部の補助を受けることができるが、20歳以上になると補助を受けることができない。しかし、インスリンの自己注射は生涯続ける必要があり、20歳以上の患者にとって大きな負担である。

さらに、難病相談・支援センター事業費は、登録患者数が年々増加しているため、新しい団体育成や情報提供が必要となるなど増加傾向にあり、難病相談・支援センター事業に係る補助金が削減された場合は、その適正な運営に支障を与えるおそれがある。

よって、本県議会は、国において、難病対策等の充実に向け、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 特定疾患医療給付の更新に当たり必要となる臨床調査個人票の作成に係る費用負担の軽減を図ること。
- 2 1型糖尿病患者に対する医療費補助の年齢制限を撤廃すること。
- 3 難病相談・支援センター事業に係る補助金を削減しないこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

子どもを虐待から守るための決議案（案）

近年、児童虐待事件が増加の一途をたどり、また、県内でも重篤な児童虐待事件が明らかになるなど、子どもに対する虐待が深刻な社会問題となっており、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応並びに虐待を受けた子どもの適切な保護を行うことは、喫緊の課題である。

子どもに対する虐待が発生する背景としては、家庭内外における人間関係の希薄化や核家族化に伴う育児の孤立、景気の悪化による家族の経済的困窮など社会的及び経済的要因も指摘されるところである。

子どもに対する虐待を根本的に解決するためには、子育てを社会全体でどのように支援していくかという観点に立った幅広い検討が求められる。

同時に、子どもに対する虐待が子どもの人権を侵害する行為であることを深く認識し、子どもの人権が尊重され、その心身の健全な成長が図られるような社会環境の実現を目指しつつ、虐待防止に向けたあらゆる取組を推進することは、急務である。

よって、本県議会は、県と県民、市町及びNPOなど民間の団体とが一体となって子どもを虐待から守るために、特に下記の点について、財政面及び人的面において万全の措置が講ぜられるべきと決意する。

記

- 1 子どもに対する虐待を未然に防止するための取組については、市町におけるこの機能の充実が望まれるとともに、県は、市町に対して、専門的な知識又は技術を生かした協働及び支援を一層充実して行うこと。
- 2 子どもの住む地域の県民に協力いただくこと、あるいはNPOなど民間の団体と必要に応じて連携することなどにより、未然防止や早期発見が一層図られること。

また、保健、医療、福祉、教育、警察などの各分野における県及び市町の関係機関相互間の連携協力体制を強化することにより、子どもに対する虐待を防止すること。

3 県は、県や市町、関係機関等の子どもと職務上関係のある職員に対する研修を充実させることなどにより、子どもを虐待から守る人材の養成を図ること。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三 重 県 議 会